

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	医療機関・公共機関等への個人防護服（PPE）の確保			
主管部局・課室	健康局結核感染症課			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること		
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること		
個別目標	1	感染症対策の充実を図ること		

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

①現状	近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。
②問題分析	新型インフルエンザ対策行動計画において、必要な対策の推進、具体的な行動計画の策定など、地域の実情に応じた対策の実施について、都道府県に対し要請しているところであるが、発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。
③改善方策	国の危機管理上、新型インフルエンザ発生時の医療体制の確保は重要であり、感染者を診察する医療従事者が安全に活動できるような体制を確保することで、発生時において円滑に医療が提供できる。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体	実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）												
(2) 事業の内容（概要）	新規・一部新規 「医療機関における感染症対策ガイドライン」において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な個人防護服を着用しなければならないとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE（防護服）を備蓄する。												
(3) 予算	一般会計・厚生保険特会・労働保険特会												
予算額（単位：百万円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5,732</td> </tr> </tbody> </table>		H16	H17	H18	H19	H20		—	—	—	—	5,732
	H16	H17	H18	H19	H20								
	—	—	—	—	5,732								
※「H20」については予算概算要求額													

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
-------	--

(整理番号6)

新型インフルエンザの発生に備え、「発熱外来」として機能する医療機関に従事する医師、看護師が発生時にすぐ対応できるように早期に備蓄する。	
政策効果が発現する時期	新型インフルエンザ発生時
目標達成時期	20年度中

4. 評価指標

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 PPE（個人防護具）の購入数	PPE（個人防護具）の購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が迅速に医療を提供するための体制の充実を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、健康局結核感染症課調べ。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	国におけるPPEの購入→新型インフルエンザ発生地域に対するPPEの提供→医療従事者の安全確保→円滑な医療体制の確保
事業の有効性	新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。

(3) 効率性の評価

新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。

(整理番号6)

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所用の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正案の附帯決議において、政府は新型インフルエンザの発生に備え、医療機関等で使用するマスク等が十分確保されるよう、必要な対策を講ずることとした。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

政府の新型インフルエンザ対策について、関係省庁が連携し、情報の共有を図りながら、厚生労働省を中心に「新型インフルエンザ対策行動計画」をとりまとめた。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。